

# 税関通関申告書 フォーマットの変更 及び記入規則の改正



# 税関通関申告書記入規則改正の主な内容

2018年6月21日、税関総署が「『中華人民共和国税関貨物輸出入通関申告書記入規則』の改正に関する公告」(税関総署公告2018年第60号)を公布しました。当該公告によると、改正後の「中華人民共和国税関貨物輸出入税関通関申告書記入規則」は2018年8月1日から施行され、主に以下の事項を網羅します。

新規追加項目	変更される欄・項目の名称		記入要件の調整
	変更前	変更後	
国外荷受取・荷送人 貨物保管地点 出発地港 入境港湾/出境港湾 自主申告自主納付	荷受取・荷送人 輸入港湾/輸出港湾 船積港/仕向港 添付証明書	国内荷受取・荷送人 入境管理港湾/出境管理港湾 中継港/仕向港 添付証明書及び番号	事前入力番号 税関番号 国内荷受取・荷送人 届出番号 輸送方式 輸送手段名称及び就航便番号 消費使用単位/生産販売単位 免税性質 包装種類 表記・マーク及び注記 項目番号 商品名称及び規格型番 国内目的地/国内供給地 申告単位等

このほか、出入境検閲検疫局と税関が統合された後、一部の通関パラメータも調整されています。詳細は、税関総署公式サイト(首页>在线服务>信息查询>通关参数>关检融合部分通关参数查询及下载)よりダウンロードできます(中国語)。



# 税関通関申告書フォーマット改正の主な内容

同時に、税関総署は「貨物輸出入通関申告書及び貨物出入届出リストのフォーマット変更に関する公告」(税関総署公告2018年第61号)も続けて公布しました。当該公告によると、改正後の輸出入税関通関申告書及び出入届出リストは2018年8月1日から施行され、主に以下の事項を網羅します。

税関通関申告書	新規追加項目 <sup>1</sup>	変更内容		削除	位置変化
		変更前	変更後		
輸入税関通関申告書	ページ番号/ページ数 国外荷送人 貨物保管地点 出発地港 入境港湾 最終目的地(国・地域) 通関人員証明書番号 電話 自主申告自主納付	荷受取・荷送人 輸入港湾 輸送手段名称 船積港 添付証明書	国内荷受取・荷送人 入境管理港湾 輸送手段名称及び就航便番号 中継港 添付証明書及び番号	入力者 入力単位	コンテナ番号 国内目的地 申告単位
輸出税関通関申告書	ページ番号/ページ数 国外荷受取人 出境港湾 原産地国(地域) 通関人員証明書番号 電話 自主申告自主納付	荷受取・荷送人 輸出港湾 輸送手段名称 添付証明書	国内荷送人 出境管理港湾 輸送手段名称及び就航便番号 添付証明書及び番号	入力者 入力単位	コンテナ番号 国内供給地 申告単位
入境届出リスト	ページ番号/ページ数 国外荷送人 契約番号 包装種類 貨物保管地点 出発地港 中継港 入境港湾 最終目的地(国・地域) 通関人員証明書番号 電話 自主申告自主納付	荷受取・荷送人 入境港湾 輸送手段名称 添付証明書	国内荷受取・荷送人 入境管理港湾 輸送手段名称及び就航便番号 添付証明書及び番号	入力者 入力単位	コンテナ番号 国内目的地 申告単位
出境届出リスト	ページ番号/ページ数 国外荷受取人 契約番号 仕向港 出境港湾 原産地国(地域) 包装種類 通関人員証明書番号 電話 自主申告自主納付	荷受取・荷送人 出境港湾 輸送手段名称 添付証明書	国内荷送人 出境管理港湾 輸送手段名称及び就航便番号 添付証明書及び番号	入力者 入力単位	コンテナ番号 国内供給地 申告単位

<sup>1</sup>「自主申告自主納付」は表体商品項目の下に印刷

# PwCの分析

今般の税関通関申告書フォーマットの変更及び記入規則の改正の公告は、主に以下の事項に焦点を当てています。



- 一部の現行欄・項目の名称及び記入規則の変更
- 直近の税関通関申告書フォーマット及び記入規則の分散した公告の統合
- 出入境検閲検疫局及び税関の申告項目に同時に関与する一部の記入要件の調整
- 一部の貨物実物流通関連情報の申告の新規追加等

このうち、注意すべき点は以下の通りです

## 新規追加項目の記入



**国外荷受取・荷送人:** 国外荷受取人は通常、輸出貿易契約を締結・履行する買手又は契約で指定される荷受取人を指し、国外荷送人は通常、輸入貿易契約を締結・履行する売手を指します。国外荷受取・荷送人名称は一般に英語名称を記入します。AEO相互認証国(地域)の企業である場合、国外荷受取・荷送人コードの欄ではAEOコードを記入します。AEO非相互認証国(地域)の企業等、その他の状況では、記入は免除されます。

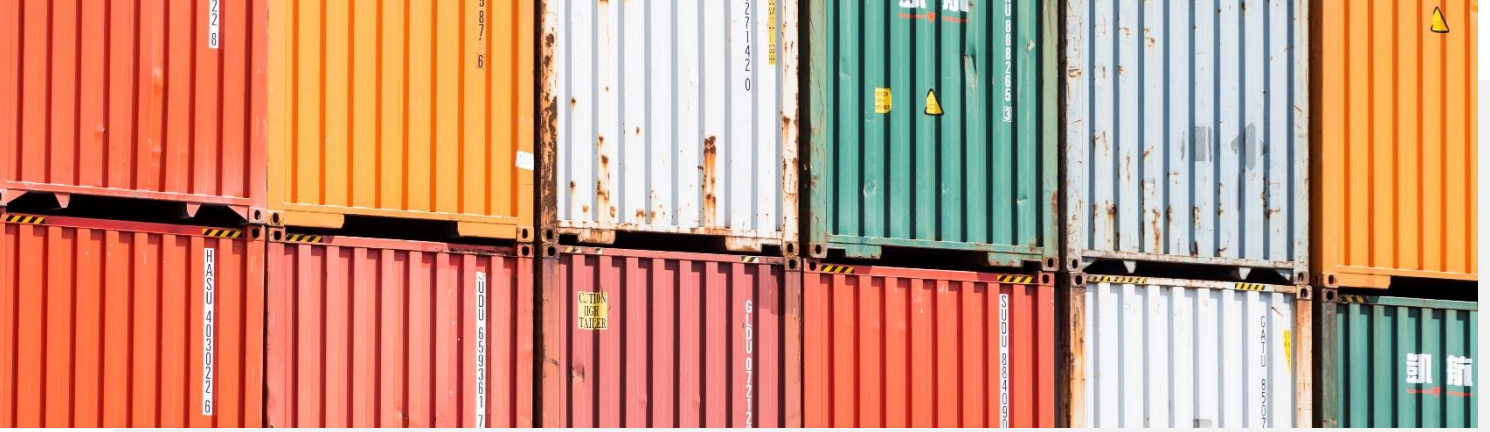


**貨物保管地点:** 貨物入境後の保管場所又は地点(税関監督管理作業場所、配送倉庫、定点加工工場、隔離検疫場、企業の自社保有倉庫等を含む)を記入します。



**出発地港:** 「港湾コード表」に基づき、輸入貨物が中国関税領域に到達する前の最初の国外船積み港を記入します。「港湾コード表」に記載が無い場合は、関連する国家名称及びコード又は「未列出的特殊监管区」(記載されていない特殊監督管理区域)と記入します。実際に入境しない貨物については、「中国境内」(中国国内)と記入し、そのコードも記入します。





**入境港湾/出境港湾:** 港湾、埠頭、飛行場、飛行場貨物運搬道路、国境港湾、鉄道駅、車両荷卸点、車両検査場、陸路港、港湾に位置する税関特殊監督管理区域等が含まれます。税関が規定する「国内港湾コード表」に基づき、関連する国内港湾名称及びコードを選択・記入します。具体的には以下の通りです。

輸送方式	入境港湾申告	出境港湾申告
出入境貨物	クロスボーダー輸送手段が荷卸しをする最初の国内港湾	クロスボーダー輸送手段が国境を離れる最初の国内港湾
複合輸送クロスボーダー輸送	最終的に荷卸しをする国内港湾	最初に国境を離れる国内港湾
越境貨物	貨物が国内に入る最初の港湾	貨物が国境を離れる最初の国内港湾
税関特殊監督管理区域又は保税監督管理場所	税関特殊監督管理区域又は保税監督管理場所	税関特殊監督管理区域又は保税監督管理場所
実際の出入境を伴わない	貨物所在地の都市	貨物所在地の都市



**自主申告自主納付:** 輸出入企業、単位が「自主申告、自主納税」(自主申告自主納付)方式を採用して、税関に申告する場合、「是」(はい)と記入し、そうでない場合は「否」(いいえ)と記入します。

### 商検/税関の現行欄・項目の統合及び記入要件の調整

- 統一社会信用代码証を既定の企業コードとする要件

新版記入規則では、国内荷受取・荷送人、消費使用単位/生産販売単位、申告単位等の欄・項目において、既定の統一社会信用代码を記入することが規定されています。

- 商品コード申告要件の調整

従来の10桁のコードから13桁のコードに変更されます。従来の10桁は、税関輸出入税則により決定される10桁のコードであり、後半の3桁は検査検疫の付加的コードです。

- 一部の加工貿易企業に関連する項目の記入規則の削除(下記を含む):
  - 加工貿易手帳項目下の国内荷受取・荷送人、消費使用単位/生産販売単位の記入規則
  - 加工貿易手帳項目下の輸出入貨物の手帳項目番号の記入規則
  - 加工貿易手帳項目下の輸出製品単耗バージョン、輸出入原料・部品/製品貨物番号の記入規則

- 国内目的地/国内供給地の申告の細分化

新版記入規則では、税関が規定する「国内地域コード表」に基づき、関連する国内地域名称及びコードを選択・記入する以外に、「中華人民共和国行政区画コード表」に基づき、国内目的地に対応する県級行政区名称及びコードを選択・記入しなければなりません。該当する県級行政区が無い場合、地市级行政区のコードを記入することができます。

- 包装種類の申告要件の細分化

新版記入規則では、輸出入貨物の全ての包装材料(輸送包装及びその他包装を含む)を記入しなければなりません。輸送包装とは、輸送単位が記載する貨物件数単位に対応する包装を指します。その他包装には、貨物の各種包装及び植物性梱包材料等が含まれます。

- 表記・マーク及び注記の申告の細分化

例えば、「一時出入境貨物」(2600) 及び「展示品」(2700) 貨物については、一時出入境貨物に適用する類別<sup>2</sup>、並びに再輸送による出境/入境日、「一時出入境貨物審査確認書」番号(該当する場合のみ)及び「貨物一時出入境延期処理表」の税関回答番号(該当する場合のみ)を記入します。

加えて、特殊監督管理区域入域時の貨物検査の申告、一部の特殊化学製品及び生物製品の用途/成分の申告、並びに特殊製品及び特殊貿易方式の申告<sup>3</sup>、コンテナ情報申告等の細則が示されました。

<sup>2</sup>「中華人民共和国税関一時出入境貨物管理弁法」(税関総署令第233号)第三条第一項

<sup>3</sup>「軍需品」/「軍事装備」、「圧力容器」、「設備一式」、「食品添加剤」、「旧機電製品」、「製品返品・交換」、「直接返品・輸送」、「ATA文書証明手帳」、「修理物品」、「保税入庫」/「国外入区」等

企業におかれては、2018年8月1日の上記の新規則実施前に、海外サプライヤー/買手、貨物代理会社及び通関会社と連絡・協議し、新規追加又は調整された事項について、事前に関連情報の取得可能性及びその時期について明確にし、情報の不備又は速やかに情報を提供できないことにより、輸出入通関手続に影響が生じることを回避することが推奨されます。

同時に、システムによる書類作成、電子情報の伝送、さらには自動申告を採用する企業におかれても、速やかにIT部門、さらにはシステムベンダーと協議し、新たな規定に基づき書類フォーマットを更新し、申告業務の継続性を確保することが望ましいでしょう。

税関通関申告書フォーマットの変更及び記入に関する規則の改正、若しくはPwC税関及び国際貿易サービスチームのサービス内容の詳細については、次ページの担当者まで、随時お問い合わせください。





# 連絡先

企業情報管理の最新手法及びそれが貴社にもたらす影響について、PwC税関及び国際貿易サービスチームまでお気軽にお問い合わせください:

## Michael Zhang

ジャパンデスク

+ 86 (21) 2323 1132

michael.cc.zhang@cn.pwc.com

## Yoichi Goto

ジャパンデスク

+86 (21) 2323 2826

yoichi.yc.goto@cn.pwc.com

## 華北

### Susan Ju

パートナー

+86 (10) 6533 3319

susan.ju@cn.pwc.com

## 華中

### Frank Wu

パートナー

+86 (21) 2323 3864

frank.j.wu@cn.pwc.com

## 華南

### Derek Lee

パートナー

+86 (755) 8261 8218

+852 2289 3329

derek.wc.lee@cn.pwc.com

私どもの詳細は、こちらのサイトをご参照ください:[www.pwccustoms.com](http://www.pwccustoms.com)

## PwC税関及び国際貿易の実務

中国において、税関と国際貿易は複雑ですが、正確なソリューションがあれば煩雑な業務も簡素化が可能です。十分に計画が練られ、確固たる構造を持ったソリューションにより、コスト削減が可能になり、高度なコンプライアンスを確保するとともに、税関検査の過程における想定外の事項も未然に回避することができます。私どもの専門家が有する豊富な大中華圏の税関及び国際貿易方面の実務経験から、輸出入関連する助言とサービスを提供し、付加価値を創出し、コンプライアンスの徹底と管理リスクの低減を確保します。

国際貿易サービス部(WMS)は私どもPwCが提供するグローバルな税関及び国際貿易コンサルティング業務に特化した専門家集団です。1992年以来、アジアをはじめ世界各国で、税関・貿易に関する総合的なコンサルティングを提供しています。私どもは、元政府高官、税関職員OB、国際貿易弁護士及び公認会計士、並びに物流・税関・国際貿易等の分野で豊富な経験・ノウハウを有する専門家からなるチームを組織し、場所を問わず企業をサポートする体制を整えています。

本資料は一般的な情報の提供のみを目的としており、専門家による助言を代替するものではありません。

(注) 日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は中国語版を基にした翻訳であり、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

© 2018 普華永道国際有限公司著作権所有。普華永道(PwC)とは、PwCネットワーク又はその中の各メンバーファームを指します。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご参照ください。CN-20180724-1-C1